省　令

○厚生労働省令第六号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）第二条の規定に基づき、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十四日

厚生労働大臣　根本　匠

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本邦の地域） **第一条**　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号。以下「法」という。）第二条に規定する厚生労働省令で定める本邦の地域は、南西諸島（沖縄を除く。）その他今次の大戦において戦闘が行われた地域に準ずる事情にある地域として厚生労働大臣が認める地域とする。 （指定の申請） **第二条**　法第十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略） **第三条～第六条**　（略） **別記様式**（第六条関係）	（新設）
	（指定の申請） **第一条**　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略） **第二条～第五条**　（略） **別記様式**（第五条関係）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。